

表現等に関する発電者用ガイドライン

1. ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、一般財団法人 日本品質保証機構（以下「機構」という。）が認定する発電設備および認証するグリーン電力量等に関し、発電者が行う表現や認証機関マークの使用について示すものであり、グリーン電力価値の誇大表現や誤解を招く表現等を防止する目的で制定する。

本ガイドラインについては、当該発電設備の設備認定申請を行った申請者あるいは、当該発電設備により発電された電力量に伴うグリーン電力証書の発行者を介して、発電者に情報提供を行い遵守してもらうものとする。

本ガイドラインの改定は、機構が行うものとする。

2. 表現方法

発電事業者から証書発行事業者へのグリーン電力価値の移転は、契約が設備認定、電力量認証より前か、電力量認証の後に行われるかを問わず、証書発行会社が発電実績から購入量を発電事業者に決定・通知した時点で行われたものとみなす。

この後は発電者はそのグリーン電力価値を持たない。

よって、当該発電設備により発電された電力量をもってCO₂削減に寄与している旨の表現や、当該電力量を新エネルギー等電気相当量（RPS クレジット）等にカウントすることは認められない。

また、当該発電設備により発電された電気を電気事業者等へ売却する際には、その売却先に対してグリーン電力価値を第三者に移転させた旨の情報提供を行う。

グリーン電力価値を第三者に移転させた発電事業者が、公的報告制度等において国等に温室効果ガス算定排出量の報告書等を提出する必要がある場合には、備考としてグリーン電力価値を第三者に移転させた旨の記載に努めるものとする。

発電電力量に付随するグリーン電力価値ではなく、発電設備自体に付随するグリーン電力価値は発電者に帰属するものとし、これについての表現は認められる。

以下に、具体的な表現可能例を示す。

- ・ この設備は、日本品質保証機構より認定された発電設備です。
- ・ この設備は、地球環境に優しい発電設備です。

3. 認証機関マークの使用

機構より認定された発電設備およびその発電設備の広報ツールに認証機関マークを添付することは認められる。

認証機関マークを使用する場合は、事前に機構に対し「グリーンエネルギー認証機関マーク使用届出書」を提出するものとする。また、その使用内容について変更があった場合には、機構へ事後報告しなければならない。

4. その他

当該発電設備において、「グリーン電力認証基準（B-09-29）」の要件を満たせない事態が発生した場合には、発電事業者は当該発電設備の設備認定申請を行った申請者あるいは、当該発電設備により発電された電力量に伴うグリーン電力証書の発行者を介して、その旨を機構に届け出るとともに、その事態が解消されたと機構によって判断されるまで、当該発電設備において機構ならびにグリーン電力証書に関連した表現等を行ってはならないとともに、認証機関マークを使用してはならない。

附 則(2018年8月1日制定)

1. このガイドラインは、2018年8月1日より施行する。